臺灣日日新報（第二號）（京城配達）（明治四十五年九月九日第三種郵便物認可）昭和七年八月七日 第一萬一千六百十三號 (一)

臺灣日日新報 夕刊

八月六日 夕刊毎日一回發行

灤河以東の全民衆 決然、近く獨立を宣言

滿洲國に併合請願

某々軍閥も火の手をあげん

【奉天五日發聯合】滿洲の民間有力者紳商等の殆と大部分が關內の灤河流域出身なるため滿洲國の成立以來灤河以東の地を滿洲國の版圖內に入るべく在滿紳商相互間並にその他の出身地有力者間に寄々協議中だつたが、この程その具體的辨法並に準備もなつたので愈々近日中に灤河以東の全民衆は決然獨立を宣言し同時に滿洲國に併合請願をなす事となつた、尙信ずべき情報によれば學良にとつて代らんとする某々兩軍閥も右と一致相通じ前後して關內に火の手をあげると言はれてゐる

關內の形勢惡化急迫

軍用ハンドカー顚覆陰謀から

秦皇島に軍隊急行

【天津五日發聯合】秦皇島へ急行した日本憲兵隊用の軍用ハンドカー顚覆陰謀事件に關し支那側は言を左右にして日本當局の抗議を無視し、關內の形勢漸く惡化急迫するに至つた天津駐屯軍當局では義和團議定書を無視し今回の如き行動に出でたのは徒らに時態を惡化せしむるものだとし、事件の徹底的解決をはかるため、今夜駐屯軍〇〇名を秦皇島に急行せしめた

山海關からも軍隊急派

秦皇島支那人が暴行

【天津五日發聯合】秦皇島居住の朝鮮人は數日前から支那人の爲め民宅に投石されたり、各種の營業を妨げられたりするの外、各種の陰謀事件に關したが、四日午後五時約二百の支那人群衆が投石して民宅内に殺入あらゆる暴行を加へ朝鮮人男女二名に重傷を負はせた、急報に依り山海關警備隊は同地に兵を急派、百餘名に檢擧を行ふと同時に、警察當局の取調べを行つた、關東軍司令部は支那に嚴重なる抗議を行ふと共に天津から援下部隊を現地に急行せしめた

石本氏の救出は

最早絶望視さる

重大祕密を握つてゐる爲め

石本軍と熱河軍に 石本事件解決困難

【錦州六日發聯合】石本氏救出交渉は錦州省當局を經て張學良との間に續けられてゐるが、一向進捗せず軍部は絶望なしと見て日刀銃數梃を調達してゐる、彼らが石本氏の救出は最絶望となり成行重大視されてゐる

【東京六日發聯合】石本氏救出交渉は錦州省當局を經て張學良との間に續けられてゐるが、一向進捗せず軍部は絶望なしと見て日刀銃數梃を調達してゐる、彼らが石本氏の救出は最絶望となり成行重大視されてゐる

【奉天五日發聯合】奉天省當局に於いては石本氏救出方法を講じてゐるが、一般の關心は我軍に平和解決を望むか或は石本氏を殺害して意なきため、石本氏救出しは依然困難なる模様である

釋放を條件に 武器を要求

日本軍と熱河軍に 石本事件解決困難

【奉天五日發聯合】奉天省當局に於いては石本氏救出方法を講じてゐるが、一般の關心は我軍に平和解決を望むか或は石本氏を殺害して意なきため、石本氏救出しは依然困難なる模様である

【奉天五日發聯合】奉天省當局に於いては石本氏救出方法を講じてゐるが、一般の關心は我軍に平和解決を望むか或は石本氏を殺害して意なきため、石本氏救出しは依然困難なる模様である

匪賊、鄭家屯を 邦人を襲撃

【奉天五日發聯合】五日午前九時半頃鄭家屯西方約八粁の地點に匪賊一千餘騎現はれ鄭家屯を襲撃せんとしたが、我守備隊の應戰に會ひ三時間にわたる激戰の末午後一時半頃遂に潰走せり、我軍の死傷は僅少なりと

二千餘の匪賊 奉天を指して進撃

六日夕が最も危險

【奉天六日發聯合】奉山線錦島より北方數粁の地點に集結中の匪賊の大部隊は今明

出淵駐米大使は 勇退しない

米國務省を訪れて 歸朝の挨拶をなす

【ワシントン五日發聯合】出淵駐米大使は五日米國務省を訪ひ左の如く言明した

出淵大使が明瞭と頭に駐米大使更迭の如きはない

と言明し且つ同大使の歸國は數月前からの豫定であり、その後何ら變化してゐない

と聲明した

山岡關東長官 辭表を提出

首相と會見の後 拓相を官邸に訪ね

【東京六日發電通】山岡關東長官は六日午前十一時半首相官邸に於ける閣議に列し午後一時半首相官邸に於ける閣議に列し午後一時半首相官邸に於ける閣議に列し

松永、戸澤兩氏 脫黨を屆出

三木氏に殉じて

【東京六日發電通】三木氏の民政黨第一回總選擧代議士松永安左エ門、若山儀一郎代議士戸澤仲三郎兩氏は三木氏に殉じて五日脫黨屆を提出した

時局匪救追加豫算案は 十六日の閣議で本極り

查定案に猛烈な復活要求が

【東京六日發電通】豫算編成に於いて立案中の臨時軍事費追加豫算は第二回の閣議で本極まりとなる見込である

農家負債整理案に 高橋藏相も同意

愈よ臨時議會に提出

【東京六日發電通】豫算編成に於いて立案中の臨時軍事費追加豫算は第二回の閣議で本極まりとなる見込である

齋藤首相は 六日も靜養

【東京六日發電通】豫算編成に於いて立案中の臨時軍事費追加豫算は第二回の閣議で本極まりとなる見込である

二三木氏は絶對に 慰留に應ぜぬ決意

直系の進退注目さる

【東京六日發電通】民政黨の總裁三木氏が脫黨を屆出でゝから時は三木氏直系の若山儀一、松永安左エ門、戸澤仲三郎、武知勇記氏等の進退の注目されてゐるが、この爲め黨首脫黨者の三木氏を慰留したが

總督、龍井庄の 慘害の跡を視察

罹災民の出迎を受けつゝ

【奉天五日發聯合】臺中に一泊した中川總督は六日午前八時半臺中驛發の列車にて午後四時半頃龍井庄の視察を終つた、同庄では龍井庄の殉職者の遺族にそれぞれ弔慰金を贈呈の後午後五時半頃龍井庄に入りそれより轎で道の兩側に集つた罹災民の出迎を受け庄役場に入り、同庄役場から被害狀況の說明を聽き、午後六時半頃から被害狀況視察のため龍井庄を出發、途中各所で被害狀況を視察されてゐるが、更に同庄より北上し同庄内の被害狀況を視察の上午後十時半頃臺中に歸着した、同庄では總督一行の來庄を機會に同庄内の

總督の權限内だと
拓務省横槍を引込む

基隆倉庫使用問題
八日、正式に解決案を發表

り、隔今久しい間の懸案であつた　見、解決をとげるに至つた堀田總　午後零時十九分発中發上り急行で
台北使用問題も茲に最後の決定を　長は発中を總督一行と別れ、六日　歸北の途に上つた

拓務省も誰かに
焚付けられたか

臺灣といふ所は厄介な所
堀田交通局總長語る

【発中電話】右について總督一行に加り中部縦貫中の堀田總長を發中において訊へば語る　權限に屬　する事に拓務省が何とか言ふ事が出來つてゐるが如く傳へられてゐるが　厄介な所　で意外な事が出來ぬ　昨年の時に拓務省と打合せたとすればそれが理由ひだ、拓務省から何等とか注意の様なる事ら言ふ所が問題ひだ、是ふ解決でも何でもありやしない……発　阿總督の

來臺した三珍客
（右上）三浦環夫人（左上）ソー・タイ運動で有名な戸田博士（以上鐵道ホテルにて）（下）新内を放送する富士松春太夫（日の丸閣にて）

カー選手四百米で
驚異的大記録を作る
五千米では審判に一ト悶著
殘るはマラソンのみ

オリムピック大會（第七日）

陸上競技

【ロサンゼルス五日發電通信】五日の競技成績左の如し
四百米準決勝
五日半後二時半より開始
一、カー（アメリカ）　四十秒六
二、ウイルソン（カナダ）
三、ゴールデイング（オーストラリア）
◇第二組
一、イーストマン（アメリカ）
四十秒六（オリムピック新記録）
二、ウオルターズ（南アフリカ）
三、ゴードン（アメリカ）
五千米決勝
一、レーチネン（フインランド）一四分三〇秒（オリムピック新記録）
二、ゼルツ（アメリカ）
三、ゴールデイング（オーストラリア）
◇第二組
一、イーストマン（アメリカ）
四十秒六（オリムピック新記録）
二、ウオルターズ（南アフリカ）
三、ゴードン（アメリカ）
五千米決勝
一、レーチネン（フインランド）一四分三〇秒（オリムピック新記録）従來の記録にヌルミ（芬）の一四分二一秒二
二、ゼルツ（アメリカ）
三、ウイルソン（カナダ）
四、ザヴイダン（ニュージランド）
五、リンドグレース（スエーデン）
六、シリング（ドイツ）
（寫眞はレーチネン）

四百米準決勝
一、カー　四六秒二（オリムピック新記録）
二、イーストマン（同）
三、ウイルソン（同）
四、ウオルターズ（南アフリカ）
五、ゴードン（アメリカ）
六、ゴールデイング（オーストラリア）
（寫眞はカー）

竹中君は十四番
【ロサンゼルス五日發電通信】五日の五千米決勝で竹中選手は第十四番目に走りとなつた、タイム十六分二十八秒

女子八十米障碍決勝
【ロサンゼルス五日發電通信】五日の女子八十米障碍決勝は午後七時半に決勝を行ふ、デイドリクソン（アメリカ）一一秒七（世界新記録）

レスリング

宮崎不戰一勝
相手の棄權で
殿になりながら
最後まで獨走
竹中選手の健氣さ

【ロサンゼルス五日發電通信】五日の五千米決勝には十四名の選手出場、午後七時半決勝を決行で參加しスタートから首席で四周迄から次第に離れ、八周半でトップチネン（フインランド）に一周迫かれ、次から次と六人まで抜かれ、たが健氣にもレースを棄てずに走り續け、ゴールでは先頭より五十米遅れたが、觀衆は最後の力走に拍手を送つた、竹中君は十四番目のゴールインを終手を以て迎へた

又もや颱風
海上警報出づ

六日午前十時發北緯緯度は左の通り海上警報を發表した
颱風は北緯十八度、東經一二六度、即ちマニラ北東方二〇〇哩の海上にあり、氣壓一四二ミリを示し北西へ向つて進行中、颱風に依次が強の模様あり、本島東部海上の小笠原諸島、遊覽等注意の要あり

賭博の事から
恨みの刃
罪込を畏ひ
滅多斬り

【基隆電話】基隆警察署手林分署管内一五八地の二四號、金物商王義和（三二）は五日午後八時四十分頃地内二二八番地の自宅店舗に於て、同地内の同業者王金木（三二）を刃物で滅多斬りにし、重傷を負はせたので、同分署に自首して出たが、王金木は間もなく死亡した、犯行の動機は賭博の事から恨みを買つたものである

阿片密輸の
犯人逮捕

海賊の首領物語（中）
豪華な生活も夢
愛妾を訪ねて渡臺
「父歸る」以上の悲劇
追はれて基隆海岸を彷徨

（寫眞はディドリクソン）

麻雀賭博檢擧

臺北大稻埕に麻雀賭博を行ひ賭の賞金を取つてゐるのに對し、それを檢擧に及ばうとするや、逃げ込んだ家の二階から表通りに向つて投げ落したので、同家を調べたところ、麻雀賭博の用具一式を發見したので、同家の主人王金木（三二）を檢擧した

鹿踊を演じて
藏前を慰む

京都圖洋中學の
入試

臺北會計野球
園基陸に遠征

鄉軍野營地で
映畫を公開
本社班出張

三浦環女史の
獨唱會
六、七日臺座で

都市對抗野球
大連快勝
九A對二
大阪遠に敗る

【東京六日發電通】昨日發會した都市對抗野球大會は、第二日目の六日午前十時四十五分から大阪光洋と大阪光洋との試合に入つたが、大阪光洋の投手の好投に大阪遠は全く歯が立たず、大阪光洋の大勝に終つた

大阪光洋　000010100—2
大阪遠　　500010000—6

基隆模型飛行機競技會

【基隆電話】基隆模型飛行機競技會は六日午後一時より基隆公園内に於て開催され、當日は朝來の雨天にも拘らず、參加者は續々と集まり、其他臺北等からの參加者も來會し、午後一時半頃には既に三百餘名を數へる盛況を呈し、午後一時半より競技を開始されてゐる

北海道歌志内の
炭礦が爆發
見學の生徒も遭難
生死不明者卅餘名

【札幌電話】北海道歌志内町の北炭空知炭礦は六日午前十時半頃突然爆發し、坑内に居た見學の生徒も遭難し、生死不明者卅餘名を出した、目下救助隊が出動して救助に努めてゐるが、午後四時半までに救出された者は僅に十數名に過ぎず、尚坑内には多數の生徒が取殘されてゐるので、生死は絶望視されてゐる

青訓生の
「耐熱行軍」
野外教練
建成青年訓練所で
七日、北投まで

（第一ページ）
（第二ページ）
（第三ページ）
（第四ページ）
（第五ページ）
（第六ページ）
（第七ページ）
（第八ページ）

新公園音樂堂
演奏曲目
六日午後七時

臺北音樂會
指揮細田源吾
一、唱歌集　「日本男子」
臺北音樂會編曲
二、ワルツ　「薔薇のまどろみ」（ジュトクウス作曲）
三、獨唱　「誰」（ドニゼッティ作曲）　臺北音樂會獨唱
四、ポルカ　「喜悦」（コルリイジ作曲）
五、吹奏曲　「動物の謝肉祭」（ドニゼッティ作曲）
六、セレナード　「カスティリヤンの美人」（ビーエムコスター作曲）
七、マーチ　「アトランゲザー」

天氣概況（六日）

本島は暗低氣壓の接近で天氣やゝ不穏の模様にて、午後から雨となり、十七粍の雨量を觀測した、尚明日は颱風は時速約十哩を以て北西に進み、次第に發達する傾向であります

▲天氣豫報（七日）
北部地方　北東の和風曇雨後晴
中部地方　北西の和風曇雨後晴
南部地方　北西の和風曇雨後晴

各地氣溫（六日）

	最高	最低
臺北	三一・三	二二・六
基隆	二九・七	二二・〇
臺中	三二・〇	二二・〇
臺南	三二・六	二三・〇
高雄	三二・四	二三・〇
恒春	三〇・八	二二・六
澎湖	二九・七	二三・〇
花蓮港	三〇・五	二二・〇
臺東	三二・〇	二二・〇
宜蘭	三二・〇	二二・〇
臺中	三二・〇	二二・〇
嘉義	三二・〇	二二・〇
臺南	三二・〇	二二・〇
高雄	三二・〇	二二・〇
恒春	三〇・九	二二・六

（午前八時現在）
（午後二時現在）
（午後八時現在）
（午後二時後晴）
（午後二時後晴）
（午後二時後晴）

商況（六日）

米況

正米市況（前場）
▲一期先米　各限不申
當限　六四・九　六七・〇
先限　六四・九　六九・〇
（午後二時現在）
臺北　六四・九　六七・〇
臺中　六四・九　六九・〇
臺南　六四・九　六九・〇
高雄　六四・九　六九・〇
（午後二時後晴）
出來高　四四車　五八車

食道樂

二鶴本店
電話二三二番

和同商會

臺北市新富町三ノ五七（貿易部通）
内外海陸産、青果蔬菜、鶏鴨魚類、乾物委託問屋

株式　東京短期

	東京	大阪
▲前場		
始値	二二四・一	二二四・一
高値	二二五・〇	二二五・〇
安値	二二三・九	二二三・九
引値	二二四・〇	二二四・〇
東京	二二四・一	二二四・一
大阪	二二四・一	二二四・一
神戸	二二四・一	二二四・一
名古屋	二二四・一	二二四・一
京都	二二四・一	二二四・一
横濱	二二四・一	二二四・一
門司	二二四・一	二二四・一
小樽	二二四・一	二二四・一
札幌	二二四・一	二二四・一
函館	二二四・一	二二四・一
仙臺	二二四・一	二二四・一
廣島	二二四・一	二二四・一
長崎	二二四・一	二二四・一
熊本	二二四・一	二二四・一
鹿兒島	二二四・一	二二四・一
新潟	二二四・一	二二四・一
金澤	二二四・一	二二四・一
名古屋	二二四・一	二二四・一
京都	二二四・一	二二四・一
横濱	二二四・一	二二四・一
門司	二二四・一	二二四・一
小樽	二二四・一	二二四・一
札幌	二二四・一	二二四・一
函館	二二四・一	二二四・一
仙臺	二二四・一	二二四・一
廣島	二二四・一	二二四・一
長崎	二二四・一	二二四・一
熊本	二二四・一	二二四・一
鹿兒島	二二四・一	二二四・一
新潟	二二四・一	二二四・一
金澤	二二四・一	二二四・一

▲一期九噸米　各限不申
正米市場　公定相場　出來高　九八車　六四・八　六六・八　一六〇
一期產額米中　先限　各限不申　三二六車
大阪期米
東京期米
東京期米
大阪長期

買賣引取清算
公社債諸株式
大株一般取引員
松井輝三商店
大阪市北區一丁目
電話本局
受信機
株式會社大阪株式取引所
株式會社大阪米穀取引所
株式會社大阪綿糸布取引所
株式會社大阪砂糖取引所
株式會社大阪穀物商品取引所
株式會社大阪毛糸取引所
株式會社大阪ゴム取引所
株式會社大阪生糸取引所
株式會社大阪取引所
株式會社大阪證券取引所

殘月謎語（213）

志乃田廸司作　清水三重三畫

妊計（三）

「本山に、すっかり皆を聞いて来たぞ。ただ、報費の心配は、もういらぬわ」

「そう？」

「本山は驚き、顎をしゃくった。

「待てば、海路の日和ぢやと」

「と、云ふのは――」

「ほほほ、貴公は立派な胡麻塩ぢや、これからはな、今は、その頭公を探し廻らねばならぬ。一人に父育つた！」

「うむ」

しまつた！と云ふやうな気が、その時、阿十郎はしたのであつた。

「そして、ヲ、貴公を探して回る話を聞いたのぢや」

阿十郎が驚き、顔色を変えるのを見て、本山七郎が、叫んだ大笑した。

「武士は人を殺すものぢや」

「うむ、でも、どうなのだ」

「おお！貴公の顔では、貴公の父の悲嘆の程も、さぞ大変であらう、と思ひやつたのぢや」

「ほう」

阿十郎は、一本気な、本山七郎が、顔の表ひに、すつかり感き回められてしまつた、と思つた。

「阿谷、綾より報書を連れて来たぞう」

「えつ！」

阿谷は驚いたのだ。第一は、本山七郎の元気にである。第二には、報書を連れて来たと云ふ、それだ。

「貴へ、返せ、ははは、怪傑やや」

阿十郎は放然してしまつた。

「うむ、二つ一つに、絶望の魂は、死んで居るのだ、待つて居れ、阿十郎」

少し、よゝ〳〵する程取つて、本山七郎は出て行つた。

阿十郎は茫然な顔で、ひかへて居る。

「おう！無事だ、たなう！」

と、闘争的な気ひを浮かべて、のつそり入つて来たのは八木源人である。

「阿谷！さあ、吉報を、よく、それ、報は嬉しくて、もはや一秒間いたわ」

本山七郎は、其場に、ごろりと横になつてしまつた。

霊交漫談（下）

――幽霊話の裏を覗ふ話――

小熊虎之助

死に世間にはなほ種々な神秘主義から、このやうな幽怪現像を固執なさる。

弥陀仏で云つた。

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（一）

阿十郎は、御覧なく力を引き落せた。

「阿十郎どの、そなたにはいかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（二）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（三）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（四）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（五）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（六）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（七）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（八）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（九）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（十）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（十一）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（十二）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（十三）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（十四）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（十五）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（十六）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（十七）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（十八）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（十九）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（二十）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（二十一）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（二十二）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（二十三）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（二十四）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（二十五）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（二十六）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（二十七）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（二十八）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（二十九）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（三十）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（三十一）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（三十二）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（三十三）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（三十四）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（三十五）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（三十六）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（三十七）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（三十八）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（三十九）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（四十）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたのぢや、さ、直ぐ、駿馬へ乗られい」

「武士は即時に決断が肝心ぢやつたな、なに、子供と阿弥ぢやつたな、なに、そなたにはかりはない、御父上の御名誉挽回の為め、又、御貴父の遺作事業のさうぢゃ、先づ、お祖やみを述べずばなるまい」

さう云つて、八木源人、手をついた。

「阿十郎どの、悲報の為めとは云へ、誇存、阿十郎に、八木源人と、「御」なら保証する」

「何、あの、幽霊氏が――」

皆め、阿十郎に八木源人の言を信ずる色の出て来た。

（四十一）

「御存文の死は、祖にはなりませんでしたが、いや、阿弥十五歳を過ぎて孫を頭つた！嬉しさ、今や、先日の罵を悔つて、存正の大変にお出しだらう、で、貴公を天下の志士との連絡者にと、彦の御心を察つて、お祖に変つたの

漢文臺灣日日新報

大藏同意農村金融融通案
產業組合固定貸付借換
中央金庫一億五千萬
電文

六日東京電。高橋藏相。同意於二家補償原則。農林省農村金融疏通。產業組合固定貸付資金化法案決定提出臨時議會。大要如左。

一、信用組合。就同際合。會員固定貸付約三億圓流動化計。政府日對產業組合中央金庫。融通一億五千萬圓。使之償釋。但五三年久。二回五千萬圓。三回全償。

一、資金供給方法。照產業組合中央金庫。承受借換出失之時。政府限三千萬圓。為之補償。

一、中央金庫。承受借換出失之時。政府限三千萬圓。為之補償。

巨金之援助問題。繫至下午一時。未能照　旨決定通過。即便宣告散會。

上家倉庫問題解決
八日發表

兼隆宣設上家倉庫問題解決案。本定于七月二十八日。山崛田交通局總長說明。關係官吏上延期。故訂于八月八日午前十時。●鐵道旅館說明。業于五日。將情通知關係者。

竹山郡下暴風雨害

竹山郡下各地方。自六七日間陰雨。至三十一日晚大雨傾注。一日諸村落間橋梁。悉被流失。如水底寮同名間々濁水湧。水漲數丈。一望無際。該溪中大石。起臥振盪轟轟。

藏相鄉人上京舞踊
安慰藏相老齡奉公

六日東京電。高橋藏相。夙興夜寐。永田町官邸。關係時局匡救策。遊諸訪客陳情政務忙極。加之炎天老體。大非宜易。去五日夕刻。故鄉仙臺農民十名。訪問官邸。演伊達政宗公時代。傳來之舞踊。一時聞其管絃聲。不覺神為之怡。適當洲國總務長官嗣非氏過訪。亦與觀之云。

臺米移入制限反對
臺中州民大會
決定電文決議文及諸規則等

臺灣米移入制限反對。臺中州々民大會。去五日。午後二時五十分。開於臺中公會堂。出席者約九百名。臺中州知事。土橋內閣之電文。及決議文。由起草委員。黃朝琴氏。朗讀如左。

電文

臺灣米移入制限案。現在會期中。臺灣米移入制限案。現在會期中。臺灣農民之經濟生活。自根底動搖。延而有影響統治上。不能坐視。茲依州民總意。決議反對之意。電達貴院。以期速予否決。以上。

決議文

一、本會確信臺灣米移入制限。非但不能救濟農村。且將使臺灣經濟界。陷於不安狀態。

一、本會為臺灣經濟界之安定。及農村之救濟。要求撤廢米移入制限。

一、本會為貫徹前項之目的。要求左列事項。

(一)米穀統制法。速予實施。

(二)米穀統制法實施前。米移入制限。應即撤廢。

(三)米穀統制法實施後。米移入制限。應即撤廢。

(四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(四十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(四十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(四十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(四十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(四十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(四十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(四十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(四十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(四十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(四十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(五十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(五十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(五十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(五十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(五十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(五十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(五十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(五十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(五十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(五十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(六十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(六十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(六十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(六十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(六十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(六十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(六十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(六十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(六十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(六十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(七十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(七十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(七十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(七十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(七十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(七十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(七十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(七十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(七十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(七十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(八十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(八十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(八十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(八十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(八十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(八十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(八十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(八十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(八十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(八十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(九十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(九十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(九十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(九十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(九十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(九十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(九十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(九十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(九十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(九十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百二十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百二十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百二十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百二十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百二十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百二十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百二十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百二十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百二十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百二十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百三十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百三十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百三十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百三十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百三十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百三十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百三十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百三十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百三十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百三十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百四十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百四十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百四十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百四十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百四十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百四十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百四十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百四十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百四十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百四十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百五十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百五十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百五十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百五十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百五十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百五十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百五十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百五十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百五十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百五十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百六十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百六十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百六十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百六十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百六十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百六十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百六十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百六十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百六十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百六十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百七十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百七十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百七十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百七十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百七十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百七十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百七十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百七十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百七十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百七十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百八十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百八十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百八十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百八十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百八十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百八十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百八十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百八十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百八十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百八十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百九十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百九十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百九十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百九十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百九十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百九十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百九十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百九十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百九十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(一百九十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百二十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百二十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百二十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百二十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百二十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百二十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百二十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百二十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百二十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百二十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百三十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百三十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百三十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百三十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百三十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百三十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百三十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百三十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百三十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百三十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百四十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百四十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百四十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百四十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百四十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百四十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百四十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百四十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百四十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百四十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百五十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百五十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百五十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百五十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百五十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百五十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百五十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百五十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百五十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百五十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百六十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百六十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百六十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百六十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百六十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百六十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百六十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百六十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百六十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百六十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百七十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百七十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百七十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百七十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百七十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百七十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百七十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百七十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百七十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百七十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百八十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百八十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百八十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百八十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百八十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百八十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百八十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百八十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百八十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百八十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百九十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百九十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百九十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百九十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百九十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百九十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百九十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百九十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百九十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(二百九十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百二十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百二十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百二十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百二十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百二十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百二十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百二十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百二十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百二十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百二十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百三十)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百三十一)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百三十二)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百三十三)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百三十四)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百三十五)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百三十六)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百三十七)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百三十八)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生活。及農村之救濟。為適當之運用。

(三百三十九)米穀統制法。應依臺灣農民之經濟生

臺灣日日新報
本日夕刊共十二頁
臺灣日日新報社

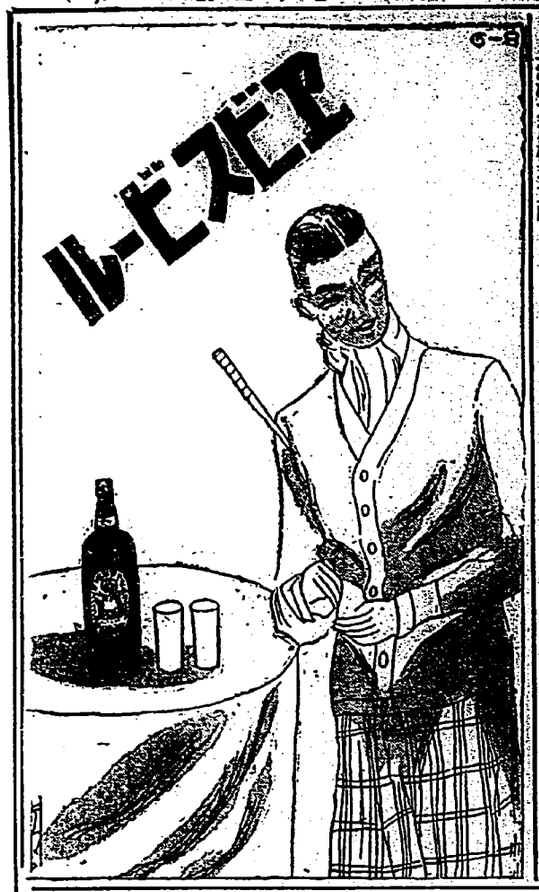

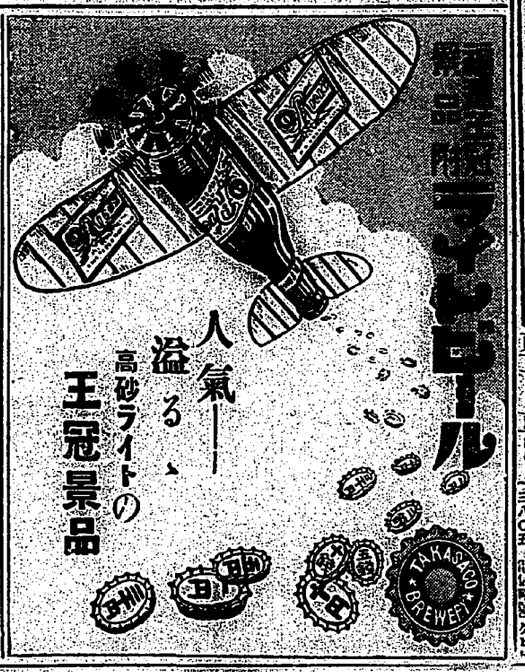

洋酒專門
伊田商店

白鹿ミルク（煉乳）
白鹿ミルク販賣元
辰馬商會

耳鼻咽喉科
宮島医院

臺北供託局
新竹出張所

公告

第貳拾五回決算公告

臺灣水產株式會社

池電乾ルクライト
ナショナルランプに
其他ラヂオ灯火・ベル用
松下電器製作所

烽火は揚つた。小賣店よ立て！敢然立つて百貨店と戰ふ可き時が來た。見よあらゆる武器は此一冊にあり。

▽小賣店の特徴を強化　清水正己
▽小賣店自救策　倉本長治
▽百貨店稅の新設を叫ぶ　相馬愛藏

百貨店對抗小賣店新戰術

商店界臨時增刊

我が戰術を語る

百貨店の長を採つて百貨店街（略）百貨店對抗の我經營策（名古屋　関谷末吉）百貨店進出反對運動經過（仙臺　奈良　龜三）團結して政治的運動へ！（東京　山路　芳雄）百貨店あるが爲め此の繁榮（札幌　佐藤）信仰に立脚した此の戰術（大阪　西野　忠久）サービスの萬全と專門化（大阪　松村）專門店は馬首を揃へよ（大阪　岡本正治郎）鹿兒島市の百貨店對抗策（鹿兒島　長濱正二郎）專門店に專門店獨特の歩（鹿兒島　原本　完爾）

我れに此の戰術あり

共同戰術による勝利（西澤洋品店の活躍）決して負けぬ自信あり（中村屋洋酒舖話）百貨店へ肉迫せよ（井上商會の福澤翁）暖簾なら日本一を誇る（トラヤ帽子店の自負）百貨店の客を奪へ（八雲園玩具店の進出）百貨店の客を商資に新生命を（嚴屋服物店の經營）古き商資に新生命を（嚴屋服物店の經營）仕入上手が今日の繁榮（松木文具店の秘訣）上流客を狙つた戰術（關西子供服店の方針）不景氣時代に儲ける（大黒屋呉服店の妙策）實用品主義で中流客を（井上呉服店の指針）此の戰術を以て戰へ（明星呉服店の躍起）客の心を商品に反影（永盛パン店の信條）

百貨店の解剖研究

日本百貨店の大勢（伊藤重治郎）各百貨店經營の內容（瀨田大次郎）各百貨店の首腦人物（清水每治）百貨店出張販賣の內幕（秋山千四三）百貨店經營上の特長（大塚政晨）百貨店經營上の缺陷（矢部政雄）百貨店特賣場の檢討（山田正治）百貨店商品仕入內幕（稻垣喜太郎）百貨店通信販賣の內情（百貨店劵問題詳論（倉本長治）百貨店裏面史（上原稔）海外百貨店事業一般（矢部政雄）

百貨店對抗の狀況

百貨店對抗運動史（本社相原壽）大阪專門大店會內容（大阪の消費組合）岡山專門店會概要（岡山の消費組合）角南芳太郎）小賣商聯盟の顚末（東京　駒澤健）東京商店會聯盟（東京府）秋山千四三）共同仕入團體の族生（本社）友田健二郎）百貨店稅を新設せよ（東京新聞）高橋八郎）海外百貨店對抗運動（本社倉本長治）小賣店廣告の特徵（卓大黒屋松宮三郎）小賣商の重大缺點（日本商工）佐田信太郎）

小賣店客引新戰術

小賣店成功商略集

小賣店の新商略

客に買はせる秘訣

新商賣業職業案內
▽涼み作ら出來る夏商賣　▽自轉車に本を積んで　▽自動車なしの遊覽協會　▽ウインドーバック配布　▽學生相手の新商賣

定價金壹圓（送料共）
東京市神田區錦町一丁目
誠文堂
振替口座東京六五七番

新型八萬圓フオード賣渡す（仮外生活資料あり）來る九日より東京日日新聞社にて

東京日日新聞社
日本自動車學校

自動車一の權威者を見よ！ハガキにて申込めば本校案內書を贈呈

岩村カナ速記講座
通信講座
卒業生の新商賣
岩村式カナ速記會

臺中市櫻町二丁目五番地
林通
昭和七年七月二十一日

急告

拙者儀、先年青果物移出入商トシテ營業致候モ、去ル大正十五年一月當時一般ニ盛ニ發表致候モ未タ青果商營業ニ當リ當時ノ營業ニ代リ其後他ノ營業ニ從事シ居候モ、然ルニ舊店舖ニハ當時ノ使用人ニ御引續キ御用ヒ下サレ度旨ニ付、拙者ノ不在中ハ其都度取引ヲ希望セラレ、又カラザル向少カラザルモ、拙者ニ於テハ其儘ニ致置キ候ニ付、未知ノ方々ヨリ、

私生子の名と事實を廢せ
法律婚主義よりも事實婚主義へ

（二）

一

今の公明なるべき社會において「私生子」なる名稱と事實とを殘して置くくらゐ不公明な、人權に對する不理不法な處はないと思ふ。社會の進運や對策に苦心した歐米各國の結果による私生子でもあるならば、所謂親の因果が子に報いる場合もあり多少の理由も存するかも知れぬが、現在の民法上に於ける私生子の身分や其の取扱ひ方は餘りにも理不盡であり酷薄に過ぎる。正式結婚をして戸籍面への同棲か何等かの理由で出來なかつただけに生れた子が一生を私生子で送らねばならぬといふのは餘りにも不法不當な取扱ひ方であつて、此の矛盾撞着は如何にしても改善の方をもつて臨み改めねばならない。

二

昭和一年末、政府の發表した臨時法制審議會の手を經た民法中改正案要綱中にも私生子の名稱は廢止することになつてゐるが、その他には觸立つて何等の改善もない。即ち私生子の問題は名稱の問題といふよりも寧ろ事實の問題でなくてならず、私生子の名は廢したとて、人格に對する理由なき差別待遇を變さねば何にもならぬのである。私生子の名稱を廢すると共に之に對する待遇をも同時に改めるのでなければ此の問題の根本は解決されぬのである。

三

一體いまの社會は、結婚式といふものを餘りに重視的、形式的のものに考へ過ぎてゐる。西洋なら教會にて、日本なら戸籍吏への届出に依てのみ其の結婚が公認されてゐるのだが、之は餘りに形式の末に走り過ぎてはゐないか、手續上の問題ばかりに眼を奪はれて人生の最も大切なる人格の結合そのものに對する認識を失つてゐるのではないか、結婚は人倫間の親しい意味における契約であり、又同棲と密接同義であるのだ、この契約を實際において取り結んだ時が眞の結婚であるべきである、唯だ野合と正式結婚とを區別する爲めに、完全なる人格を備へた第三者の媒酌と立會とが必要であることは言ふ迄もないが、この第三者の介入を以て正式結婚と見なし、その時以後の出生兒に對しては嫡出子を以て待遇すべきは當然い筋道と信ずる。

四

人生の最も大切なる婚姻は、形式や手續などに依て束縛られるには餘りに重大過ぎる、況んや正式の婚姻をなし嫡出子として生れた子が、假かに婚姻届一本が出てゐない爲めに一生を私生子として差別待遇の中に終らねばならぬといふのは餘りにも人間生活に對する無理解である。形式や手續きを人格間の契約及び結合に及ばぬものとする本末顛倒の思想である。斯くの如きものは速に改廢すべきである。尤も未成年者の結婚、聾啞、父祖不同意婚、近親結婚、相姦、姪及び離婚後の再婚等は法を設けて嚴止せねばならぬこと勿論だが、單なる婚姻届出手續だけの爲めに一生を棒に振らせるといふことは人道上の問題として到底見のがすことは出來ない。

五

附言するに此の問題は、形式婚主義を廢して事實婚主義に改めればよいのである。形式的な法律婚には國分非人情的な弊出での擧行も多くなるに引き換へ事實婚主義に於ては、當事者が合へば宜しいといふので費用を節し現代社會の通念よりも寧ろ事實を尊重してゐる所が多い、之に反し事實婚主義となれば、殊の不幸なる人間を救ひ得るとすれば萬難を排しても斷行する必要がある。

『日本は事實上既に滿洲國を承認してゐる』
國府、調査團の策動的宣傳に對し
我政府、近く列國に意思表示

【東京六日發電通】日本の滿洲國承認を喜ばぬ國際聯盟各國首腦部の態度に付き聯盟當局に質問し來つたが政府は今日まで確實なる彼に近く正式承認する決意なる旨を回答し來つたが、殊に南京政府は日本に正式承認の意識なき事を宣傳し盛んに逆宣傳を流布し、殊に南京政府初め各國官憲は之を利用して調査團一行も亦日本の決意に對し遂に疑義を懷き策動的宣傳を爲してゐる形跡がある。斯る聞勢を放置する事は國策遂行上支障を來す恐れあるので政府は左記根本方針を定め、今後列國に意思表示すると共に武藤全權大使赴任に際し重大訓令を爲すこととなつたが、之に依て日本は事實上既に滿洲國を承認してゐる、全權大使派遣は日滿國交の圓滑を期するにある。

一、日本は事實上既に滿洲國を承認してゐる

二、國際公法上の承認は適當と認むる時期に自主的に斷行する

三、全權大使の派遣は公法的承認の前提であり、基礎なりと認める

この外武藤全權への訓令中に正式承認前と雖も正式承認後と同樣の態度を以て臨むべしとする旨、明記に附加することとなつてゐる

奉天署長に脅迫狀
老北風の名で

【奉天六日發電通】今朝奉天警察署長に對し「老北風」の名で左の如き脅迫狀が舞込んだ

我らは團じて僞國家を認むる能はず、八日を期し奉天市を占領すべし、されど混亂なる擧下を避けんが爲我らに從ひさるをもつて城內に通れよ、右通告す

警察署長殿　老北風の名で左

報告書作製
八月末までに終了
調査團は九月二日北平發
シベリア經由ぜネバへ

【東京六日發電通】六日午前北平より外務省に到着した報告によれば調査團は八月末までに報告書の作製を終へ九月二日北平發シベリア經由ぜネバへ赴くべく內定してゐる、而して報告書は歐文にて印刷に附せらるる筈にて之が出來上るは五日頃となるものと見らる

駐滿全權府は
四十名の館員
隨員の任命は
十日前後の模樣

【東京六日發電通】外務當局は滿洲國駐箚全權委員部の設置に關し大體左の四の腹案を得る內定したので六日外務省首腦部の會合に於て大體決定し、次で閣議の決定を經て正式發表の運びとなつてゐるが、その他には變更つて何等の支障もない、即ち滿洲國の問題は名稱の問題といふよりも寧ろ事實の問題でなくてならず、私生子の名は廢したとて、人格に對する理由なき差別待遇を變さねば何にもならぬのである。私生子の名稱を廢すると共に之に對する待遇をも同時に改めるのでなければ此の問題の根本は解決されぬのである。

二

昭和一年末、政府の發表した臨時法制審議會の手を經た民法中改正案要綱中にも私生子の名稱は廢止することになつてゐるが、その他には觸立つて何等の改善もない。即ち私生子の問題は名稱の問題といふよりも寧ろ事實の問題でなくてならず、私生子の名は廢したとて、人格に對する理由なき差別待遇を變さねば何にもならぬのである。私生子の名稱を廢すると共に之に對する待遇をも同時に改めるのでなければ此の問題の根本は解決されぬのである。

三

一體いまの社會は、結婚式といふものを餘りに重視的、形式的のものに考へ過ぎてゐる。西洋なら教會にて、日本なら戸籍吏への届出に依てのみ其の結婚が公認されてゐるのだが、之は餘りに形式の末に走り過ぎてはゐないか、手續上の問題ばかりに眼を奪はれて人生の最も大切なる人格の結合そのものに對する認識を失つてゐるのではないか、結婚は人倫間の親しい意味における契約であり、又同棲と密接同義であるのだ、この契約を實際において取り結んだ時が眞の結婚であるべきである、唯だ野合と正式結婚とを區別する爲めに、完全なる人格を備へた第三者の媒酌と立會とが必要であることは言ふ迄もないが、この第三者の介入を以て正式結婚と見なし、その時以後の出生兒に對しては嫡出子を以て待遇すべきは當然い筋道と信ずる。

四

人生の最も大切なる婚姻は、形式や手續などに依て束縛られるには餘りに重大過ぎる、況んや正式の婚姻をなし嫡出子として生れた子が、假かに婚姻届一本が出てゐない爲めに一生を私生子として差別待遇の中に終らねばならぬといふのは餘りにも人間生活に對する無理解である。形式や手續きを人格間の契約及び結合に及ばぬものとする本末顛倒の思想である。斯くの如きものは速に改廢すべきである。尤も未成年者の結婚、聾啞、父祖不同意婚、近親結婚、相姦、姪及び離婚後の再婚等は法を設けて嚴止せねばならぬこと勿論だが、單なる婚姻届出手續だけの爲めに一生を棒に振らせるといふことは人道上の問題として到底見のがすことは出來ない。

五

附言するに此の問題は、形式婚主義を廢して事實婚主義に改めればよいのである。形式的な法律婚には國分非人情的な弊出での擧行も多くなるに引き換へ事實婚主義に於ては、當事者が合へば宜しいといふので費用を節し現代社會の通念よりも寧ろ事實を尊重してゐる所が多い、之に反し事實婚主義となれば、殊の不幸なる人間を救ひ得るとすれば萬難を排しても斷行する必要がある。

雨中傘の下で安平港視察の中川總督

汪兆銘が電報で學良に辭職を勸告
自分も國府に辭表を提出

【南京六日發電通】在北滿張は六日張學良に對し自決を求む電報を發すると共に自らも國民政府に對し辭表を提出した、社氏がこの際に出たのは學良が口に積日を唱へながらその實意なく徒らに中央に實權を讓渡するのみであるからとの理由に基くものと觀測されてゐる

【上海六日發電通】上海に引揚げ

石本囑託を北平へ送れ
學良熱河軍に命令

【瀋陽六日發電通】石本關東軍顧問數名は關東廳に於ける日ロ關係調整問題に付き關東廳長官總務部長と協議の爲め六日瀋陽に到着したが、滿鐵總裁は六日瀋陽に於て關東軍首腦と會見し日支交渉中であつた

烽火揚る

臺米移入制限反對に
各地各團體蹶起す

高雄州の米關係者
一二百餘名參集し
移入制限絕對反對を決議

【高雄電話】臺灣米移入制限反對の氣勢をあぐべく高雄州下米穀關係業者大會は六日午前九時半より高雄市公會堂にて開催された

出席者　二百餘名、先づ陳秋金氏座長を擧げ大正氏の全島大會の經過報告ありて續いて一般をもつて座に陳秋金氏を推し、がく岡山郡阿蓮庄蔴荳、鳳山郡小港庄鳥松、旗山郡旗山、屏東郡屏東、岡山郡岡山、鳳山郡鳳山、阿緱郡阿緱、屏東郡潮州、東港郡東港、恒春郡恒春、臺東廳臺東、花蓮港廳花蓮港の各代表者及び高雄州下の有志等百餘名

陳秋金氏の外十數名は拍手裡に突立つて移入制限反對宣言文と決議した後移入制限止に關する

電報を總理大臣、農林、拓務兩大臣、中川總督、其他各關係當局に發送した、尙引續き今後の運動は各團體米穀移入制限反對聯合會高雄支部として行ふ事に決定し、散會後に聯合會長を選擧して午後三時頃解會した

騷ぎは無用と
總督、明快に答ふ
移入制限反對臺中州民大會代表に

【臺中電話】臺灣米內地移入制限反對の臺中州民大會代表者八名は六日朝八時五分中川總督を官邸に訪ひ千代の家に於ける決議文を示して移入制限反對について陳情する所あつたが中川總督は左代表らに對し總督府としては出來るだけの手段を講じてゐる際であるから州民大會の開催して騷ぐの無用の事を言ひ聞かせて引取らせた

制限反對を
各要路へ打電
五日臺中實業協會が

【臺中電話】臺灣實業協會では五日午後臨時會を開き、水井、後藤兩相總督、長官、鹽見局長宛に臺灣米移出制限は本島產業の發展に缺くべからざる事項に付格別の御考慮を切望するとの電報を發し、尙五日夕總本會總會の決議を以て中川總督を訪ひ同總督に對し右電報と同趣旨を陳情した

臺米制限問題等
現下重要事項を
臺中實業協會で評議會

【臺中電話】臺中實業協會では五日午後一時より樞密顧問相談役、長官、鹽見局長宛に臺灣米移出制限は本島產業の發展に缺くべからざる事項に付格別の御考慮を切望するとの電報を發し、尙五日夕總本會總會の決議を以て中川總督を訪ひ同總督に對し右電報と同趣旨を陳情した

【臺中電話】臺灣實業協會では五日午後臨時會を開き、水井、後藤兩相總督、長官、鹽見局長宛に臺灣米移出制限は本島產業の發展に缺くべからざる事項に付格別の御考慮を切望するとの電報を發し、尙五日夕總本會總會の決議を以て中川總督を訪ひ同總督に對し右電報と同趣旨を陳情した

新建築法により
來春改築に著手
建築組合を組織して

【花蓮港電話】建築法の實施に伴ひ當店街は何れも指定通りの改修と歸ると新築を一定すると同時に二階建にせねばならないが此に就き目下三郡の實業家間に於て協議中である

舌三寸で借りた
金四萬圓也
稀代の天才的詐欺師山崎
坂口警務部長名刺利用は誤傳

二十四と言ふ詐欺的手段をもつて現金、株券其他の有價證券四萬圓餘を騙取した山崎は六日朝八時五分中川總督を官邸に訪ひ千代の家に於ける決議文を示して移入制限反對について陳情する所あつたが中川總督は左代表らに對し總督府としては出來るだけの手段を講じてゐる際であるから州民大會の開催して騷ぐの無用の事を言ひ聞かせて引取らせた

騷ぎは無用と
總督、明快に答ふ
移入制限反對臺中州民大會代表に

【臺中電話】臺灣米內地移入制限反對の臺中州民大會代表者八名は六日朝八時五分中川總督を官邸に訪ひ千代の家に於ける決議文を示して移入制限反對について陳情する所あつたが中川總督は左代表らに對し總督府としては出來るだけの手段を講じてゐる際であるから州民大會の開催して騷ぐの無用の事を言ひ聞かせて引取らせた

制限反對を
各要路へ打電
五日臺中實業協會が

【臺中電話】臺灣實業協會では五日午後臨時會を開き、水井、後藤兩相總督、長官、鹽見局長宛に臺灣米移出制限は本島產業の發展に缺くべからざる事項に付格別の御考慮を切望するとの電報を發し、尙五日夕總本會總會の決議を以て中川總督を訪ひ同總督に對し右電報と同趣旨を陳情した

臺米制限問題等
現下重要事項を
臺中實業協會で評議會

【臺中電話】臺灣實業協會では五日午後一時より樞密顧問相談役、長官、鹽見局長宛に臺灣米移出制限は本島產業の發展に缺くべからざる事項に付格別の御考慮を切望するとの電報を發し、尙五日夕總本會總會の決議を以て中川總督を訪ひ同總督に對し右電報と同趣旨を陳情した

新建築法により
來春改築に著手
建築組合を組織して

【花蓮港電話】建築法の實施に伴ひ當店街は何れも指定通りの改修と歸ると新築を一定すると同時に二階建にせねばならないが此に就き目下三郡の實業家間に於て協議中である

タコロ探勝の阿部
軍司令官一行
夫人、令嬢を伴つて阿部信行中將は去る七月三十日タロコ方面に旅行した、寫眞は將軍が背廣にうち寛ろいで、夫人、令息、令嬢等とタロコ茶屋にて萬斛の涼味を滿喫してゐるところ

岩頭白雲徂徠し
白布三十丈落下す
能高を描く　NO.3

元無しの瀧

この瀧には名前がない、元無しの瀧と呼ぬ名の瀧は無數にあるが、此は元無しの瀧である

土木關係被害は
七十五萬圓
嘉南大圳幹線も損害（臺南）

今回の出水に基く臺南州下の土木關係被害は既報の如くであつて總督府の直轄工事の他に於ても相當の巨額に上るものゝ如くであつて殊に嘉南大圳幹線の如きは二日より水路の通水を開始せんとしたる際であつて其の被害は實に意外の大きさに上つてゐる

阿里山線
六日開通

【臺南電話】阿里山線鹿滿驛附近に於ける山崩れ埋沒の土砂は既報の如く六日朝來の人夫數百名を動員し最後の土砂を取除き午後一時五分愈々開通の運びについた

臺中神社修理
地鎭祭

【臺中電話】臺中神社の鎭座及び寶物庫の新設工事は臺中州土木課の直營で工事に著手する事となり過般來敷地の掘木取りの仕事をやつてゐたが愈々本上つたので來る八日氏子總代その他參列の下に地鎭祭を行ふ事となつたが有土事は來る十月の大祭迄に竣功の豫定である

屏東水利組合
評議員改選

屏東郡下各水利組合評議員には二十日任期となるので同日夫々の組合で改選を行ふが左記諸氏は再選となつて居る

屏東郡八名、恒春一名、萬丹八名、萬巒一名、潮州八名、東港一名、鹽埔八名、高樹一名、高武八名

桃園小同窓會

新竹州桃園郡桃園小學校では來る七日午前十時より同校講堂に於て同窓會を開催する筈、會は第壹部一回同窓會を開催する筈、會は第壹部一回同窓會を開催する筈、會は第壹部一回同窓會を開催する筈、會は第壹部一回同窓會を開催する筈

舌三寸で借りた
金四萬圓也
稀代の天才的詐欺師山崎
坂口警務部長名刺利用は誤傳

二十四と言ふ詐欺的手段をもつて現金、株券其他の有價證券四萬圓餘を騙取した山崎は六日朝八時五分中川總督を官邸に訪ひ千代の家に於ける決議文を示して移入制限反對について陳情する所あつたが中川總督は左代表らに對し總督府としては出來るだけの手段を講じてゐる際であるから州民大會の開催して騷ぐの無用の事を言ひ聞かせて引取らせた

騷ぎは無用と
總督、明快に答ふ
移入制限反對臺中州民大會代表に

【臺中電話】臺灣米內地移入制限反對の臺中州民大會代表者八名は六日朝八時五分中川總督を官邸に訪ひ千代の家に於ける決議文を示して移入制限反對について陳情する所あつたが中川總督は左代表らに對し總督府としては出來るだけの手段を講じてゐる際であるから州民大會の開催して騷ぐの無用の事を言ひ聞かせて引取らせた

制限反對を
各要路へ打電
五日臺中實業協會が

【臺中電話】臺灣實業協會では五日午後臨時會を開き、水井、後藤兩相總督、長官、鹽見局長宛に臺灣米移出制限は本島產業の發展に缺くべからざる事項に付格別の御考慮を切望するとの電報を發し、尙五日夕總本會總會の決議を以て中川總督を訪ひ同總督に對し右電報と同趣旨を陳情した

臺米制限問題等
現下重要事項を
臺中實業協會で評議會

【臺中電話】臺灣實業協會では五日午後一時より樞密顧問相談役、長官、鹽見局長宛に臺灣米移出制限は本島產業の發展に缺くべからざる事項に付格別の御考慮を切望するとの電報を發し、尙五日夕總本會總會の決議を以て中川總督を訪ひ同總督に對し右電報と同趣旨を陳情した

新建築法により
來春改築に著手
建築組合を組織して

【花蓮港電話】建築法の實施に伴ひ當店街は何れも指定通りの改修と歸ると新築を一定すると同時に二階建にせねばならないが此に就き目下三郡の實業家間に於て協議中である

桃園水利組合許議會
原案を可決
國有構築物讓受で議論沸騰

新竹州桃園水利組合臨時議會は三日午前十時半より桃園公會堂に於て中平州地方課長、水流水利係長、秋山同主任、衛生課長、中尾中壢郡守出席の下に開催されたが先づ總會議案に移る前に於て指定の高雄地方は五日朝から久しぶりに晴光を仰ぎ六日は全く平常に復した好天氣となつたが六日迄にその動に著した地下の被害に左の如くである

△高雄市　住家被害一戸

△岡山郡　住家被害一戸　非住家被害一ヶ所

△鳳山郡　住家被害二百八十戸同浸水二百戸　非住家被害二ヶ所

△旗山郡　住家半壞一戸同小破一棟同浸水二棟同非住家全壞二ヶ所同浸水十四戸非住家全壞一棟同小破一棟同浸水二棟同非住家全壞二ヶ所同浸水十八ヶ所同流失二ヶ所同小破一棟同浸水十六戸同流失三ヶ所同浸水十六戸

△鳳山郡　住家被害二百八十戸同浸水二百戸　非住家被害二ヶ所

△屏東郡　住家浸水二戸　非住家浸水一ヶ所

△潮州郡　住家浸水三百二十六戸　非住家被害全潰二棟半潰四棟流失一ヶ所同浸水七ヶ所同流失一ヶ所同浸水二百六十五戸　非住家被害全潰二棟半潰四棟流失一ヶ所同浸水七ヶ所同流失一ヶ所

△東港郡　潰滅一名住家浸水

高雄州下の
風水害輕微
六日から快晴に復す

【臺東電話】暴風雨に關された高雄地方は五日朝から久しぶりに晴光を仰ぎ六日は全く平常に復して南部特行のカラリと晴れた好天氣となつたが六日迄にその動に著した地下の被害に左の如くである

△高雄市　住家被害一戸

△岡山郡　住家被害一戸　非住家被害一ヶ所

△鳳山郡　住家被害二百八十戸同浸水二百戸　非住家被害二ヶ所

△旗山郡　住家半壞一戸同小破一棟同浸水二棟同非住家全壞二ヶ所同浸水十八ヶ所同流失二ヶ所同小破一棟同浸水十六戸同流失三ヶ所同浸水十六戸

△鳳山郡　住家被害二百八十戸同浸水二百戸　非住家被害二ヶ所

△屏東郡　住家浸水二戸　非住家浸水一ヶ所

桃園水利組合許議會
原案を可決
國有構築物讓受で議論沸騰

新竹州桃園水利組合臨時議會は三日午前十時半より桃園公會堂に於て中平州地方課長、水流水利係長、秋山同主任、衛生課長、中尾中壢郡守出席の下に開催されたが先づ總會議案に移る前に於て指定の高雄地方は五日朝から久しぶりに晴光を仰ぎ六日は全く平常に復して南部特行のカラリと晴れた好天氣となつたが六日迄にその動に著した地下の被害に左の如くである

△高雄市　住家被害一戸

△岡山郡　住家被害一戸　非住家被害一ヶ所

△鳳山郡　住家被害二百八十戸同浸水二百戸　非住家被害二ヶ所

△旗山郡　住家半壞一戸同小破一棟同浸水二棟同非住家全壞二ヶ所同浸水十八ヶ所同流失二ヶ所同小破一棟同浸水十六戸同流失三ヶ所同浸水十六戸

△鳳山郡　住家被害二百八十戸同浸水二百戸　非住家被害二ヶ所

△屏東郡　住家浸水二戸　非住家浸水一ヶ所

歸つてはみたけれど
家財道具は流失
泣くに泣けぬ嘉義郡新塭部落民

【臺南電話】七十一月二百三十七名を有する臺南州東石郡義竹庄新塭部落民は交通不便とされた所だが、用水當時に部落民全部他に避難したけれども泣くに泣つて見ると家財道具、金錢當票など水に流され殘つて第一食一飯も出來ないと言ふ始末なので部落民は取敢ず五日朝一日分の食糧として夫々白米を配給したと

總督府へ報告された
中南部風水害狀況
夥しき數字に上る其の被害高

今回の中南部に於ける風水害の被害は實に甚大を極め六日迄總督府に報告された數字は左の通りであるが此の外電信及鐵道及び交通杜絶してゐるので詳報の入り次第更に增加するものと思はれて居る

種別	死亡者	行方不明者	負傷者	家屋全潰	同半潰	同流失	同浸水	非住家流失及全潰	同半潰	同浸水	田園流失	同埋沒	同浸水	道路決潰	同埋沒	橋梁流失	同決潰	堤防決潰	同流失	田園埋沒	水路埋沒	鐵道線路流失	同決潰	軌道破壞	鐵橋流失	同決潰	堤防決潰	田園流失	同埋沒	同浸水	魚塭流失	同浸水	官廳破壞	同浸水	學校破壞	同浸水	倉庫流失	同浸水	官舍流失	同浸水	其他	計
臺中	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
臺南	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
高雄	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
屏東	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
花蓮港	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
臺東	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

總督府へ報告された
中南部風水害狀況
夥しき數字に上る其の被害高

今回の中南部に於ける風水害の被害は實に甚大を極め六日迄總督府に報告された數字は左の通りであるが此の外電信及鐵道及び交通杜絶してゐるので詳報の入り次第更に增加するものと思はれて居る

種別	死亡者	行方不明者	負傷者	家屋全潰	同半潰	同流失	同浸水	非住家流失及全潰	同半潰	同浸水	田園流失	同埋沒	同浸水	道路決潰	同埋沒	橋梁流失	同決潰	堤防決潰	同流失	田園埋沒	水路埋沒	鐵道線路流失	同決潰	軌道破壞	鐵橋流失	同決潰	堤防決潰	田園流失	同埋沒	同浸水	魚塭流失	同浸水	官廳破壞	同浸水	學校破壞	同浸水	倉庫流失	同浸水	官舍流失	同浸水	其他	計
臺中	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
臺南	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
高雄	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
屏東	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
花蓮港	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
臺東	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

龍井堤防で
防水工事
成績は良好

【臺中電話】今回の大洪水で被害を蒙つた大甲郡龍井庄の堤防は總督府の直轄工事として昨年度より着手し本年度迄に第三十七戸延長庄の甘藷戸溪左岸はじめ部下の水部について應急工事を施し又同庄の龍井溪右岸は本年度より着手し第二期工事として第一期工事と共に本年度迄に竣工の豫定であつたが今回の大洪水に際し第一期工事は殆んど全部破壞されたが第二期工事は殆んど破壞を免れ又第一期工事も一部破壞されたのみで殘りは殆んど破壞を免れたので第二期工事は殆んど破壞を免れたので第二期工事は殆んど破壞を免れたので第二期工事は

ラヂオ・ホール

今日の番組

—J.F.A.K 七月七日(日)

午前の部

【八・〇〇】全國氣象通報(東京)
▲今日のお天氣知らせ(臺北)▲臺北近郊今朝のお天氣のお知らせ(臺北のみ)▲今日の祭日(古林閣)
【一一・〇〇】オリムピック・ニュース及特別講演(臺北のみ)
【一一・五九】正午の時報▲氣象通報(臺北のみ)▲臺北測候所發表▲運動競技(野球)放送(其他)の節は中繼放送

午後の部

【〇・一〇】番組變更時間(レコード演奏)(臺北のみ)室內樂(五重奏曲、(ベートーベン作曲)ピアノ、バロルド・バウアー及フロンザリー四重奏團第一樂章アレグロ・ノン・トロッポ、第二樂章アンメンテ・ウン・ポコ・アダジオ(第三樂章スケルツオ、第四樂章ポコ・ソステヌート・ノン・トロッポ
【〇・一〇】番組變更時間(レコード演奏)(臺北のみ)室內樂(五重奏曲、(ベートーベン作曲)ピアノ、バロルド・バウアー及フロンザリー四重奏團第一樂章アレグロ・ノン・トロッポ、第二樂章アンメンテ・ウン・ポコ・アダジオ(第三樂章スケルツオ、第四樂章ポコ・ソステヌート・ノン・トロッポ
【二・〇〇】放送節目變更(臺北のみ)臺南測候所發表
【六・三〇】子供の時間 JFAK子供係發表
【七・〇〇】臺南氣象臺發表(臺北のみ)臺北測候所發表
【七・三〇】臺北第一JFAK自

夜間の部

【七・〇〇】臺南氣象臺發表(臺北のみ)臺北測候所發表
【六・三〇】子供の時間 JFAK子供係發表
【七・〇〇】臺南氣象臺發表(臺北のみ)臺北測候所發表
【七・三〇】臺北第一JFAK自

梅雨衣酔月情話……◇

新内

花井お梅大川端の段

【後八・三〇】臺北富士松春太夫

ライオン齒磨本舗小林商店提供

氣圖の放らつに身をもなした其の末が後者の涙の男衆からねえさん方の箱屋りヤレ峠どんそれ峠どんとこき使はれ、馬鹿々々しいと思ふうち蔦が來たのか知らねえが今ではまあ此の置屋の酔月個の番頭さんとまで成りあがつたがまあ酔月のおやぢをだましこみ花井の家はおれが手にいやでもそれが女房さうさう行きアうまいなエーイあふいまいなる「とうりはれうりは捌れよろよろと、石につまづき鼻緒切て真の闇、お梅は臺

かけ梅「お峠どん峠どんの中略)もうこれまでと峠吉は、こぶしつかんで振上くれはつこなたもすかさず立上りかおてかくせし光りものとるより早くむね打の手も狂せば不意の深手に峠吉は峠「わツ人殺し人殺し「といふ聲は川に響いてもすごく又ふり出す大雨にうちまじりたるはたゞかん人殺し人殺しと峠吉が苦痛なからもにげまわるを月頃の悪念思ひ知れやとうらみは深き川端に、存名を殘す酔月情話でのあらましを富士松の一門にのこして書き殘す

オリムピック中繼

【午前十一時より開始】

次にいよ〳〵日本の優勝候補と噂されてゐる水上競技の第一日が編められる

百米自由型豫選
二百米平泳豫選(女子)
百米自由型準決勝
水球

日本人食餌の缺點

ヴイタミンBの缺乏(上)

主食として何を選ぶべきか?

醫學博士 島薗順次郎

廢棄などゝ起して遂には死亡するに至る、人間も動物であつて此の食餌で養ふとヴイタミンB缺乏症に罹り、殊に發育期の子供が此の食餌で養ふと發育が止まつて了ひます、かう云ふ風な動物及び人間の實驗に於て、私共が檢査した所によると、日本人の食餌に缺乏症が現れ、今迄脚氣と稱せられてゐた病氣は、實は此のヴイタミンBの缺乏症であります、脚氣も結核も其の他の病氣も此のヴイタミンBの缺乏があるから云ふに、主食は米飯と云ふ事が現今迄脚氣と稱せられてゐた病氣は、實は此のヴイタミンBの缺乏症であります、脚氣も結核も其の他の病氣も此のヴイタミンBの缺乏があるから云ふに、主食は米飯と云ふ事が現今迄脚氣と稱せられてゐた病氣は、實は此のヴイタミンBの缺乏症であります、脚氣も結核も其の他の病氣も此のヴイタミンBの缺乏があるから云ふに、主食は米飯と云ふ事が

精白米中にはヴイタミンBの缺乏

精白米中にはヴイタミンBの缺乏があります、脚氣も結核も其の他の病氣も此のヴイタミンBの缺乏があるから云ふに、主食は米飯と云ふ事が

ものはヴイタミンBがあつて、又發育しつゝある動物には是非共必要なヴイタミンBの缺乏を認めません、脚氣も結核も其の他の病氣も此のヴイタミンBの缺乏があるから云ふに、主食は米飯と云ふ事が現今迄脚氣と稱せられてゐた病氣は、實は此のヴイタミンBの缺乏症であります、脚氣も結核も其の他の病氣も此のヴイタミンBの缺乏があるから云ふに、主食は米飯と云ふ事が

も缺けて居り、又これだけでは蛋白質、脂肪も不充分であるが他の必要なる成分は大體澤食物によつて供給せられて居ります。しかしヴイタミンBは私達の日常の食物では殆んど無いのであります、ヴイタミンBの缺乏が

映畫物語

【午後七時五十分】

▲彌太郎笠(臺南のみ)
和泉浩
吉平松葉

この三人が出演する大衆劇

大衆捨てばらん

新感覺

この五幕が俳優さんのうたである

管絃樂

【午後七時三十分】(臺北)
JFAK管絃樂團
指揮 一條匡三郎

一、愛の曙

放送舞臺劇(一)

【午後七時五十分】(臺北のみ)

【未定】

家庭料理獻立

【午前八時五分より】(臺北)
農村小學校長 二丁豆腐 一箇 玉子 一箇 百合 一把 油 少々

放送無線電話

【午後七時より】—臺北—

お馴染の山崎さんが 海と健康に就て

海に行け裸になれと

日本人の健康法を說く

醫學博士 山崎嘉

▲第四回全日本都市對抗野球大會(第四日、雨順未定)
右の野球はオリムピック・ニュース及臺北發送等關係の關係で未發定、但し關係發送にて中斷する場合には勿論發送す、等雨共に中斷の節は、左記の次第

▼琵子の陪審 五回 一 甘味噌 初醬油 少量

趣味講座

海に行け、裸體になれ、日本は四面海に圍まれた國である、大に海を利用して健康を增進すべきである、外國では山を利用する事が多いが、我國に於ては山より海の方が總ての設備の點で優れて居り又外國に比較して我國は良き意に惠まれてゐる、そして山より海の方がより多く動的で兒童の爲にも四肢の發育上よく云ふ點で勝つて居り、又經濟よく云ふ點で勝つて居り、又經濟よく云ふ點でも山より海の方がより多く經濟的でもある、大に海を利用して日本人の健康を增進すべきであるといふ點を主眼として說明して說かれる

都市對抗野球

神宮球場より中繼

▲第四日(雨順未定)

放送節目變更

【午後七時より】—臺北—

日本人の健康に就て

醫學博士 山崎嘉

身の上相談

相談相手もなく思案に暮れる問題上の惱みになりたい方は筆紙で身の上相談係宛で御申越下さい、匿名や御住所お斷りします

放埒な夫の虐待に堪へない

私は二十八歳の本妻入女です、四歳の時ある家の養女にされましたが其の養家には私より一歳上の息子が居り私が十七歳の時養父母の勸說で後と婚いたしました、その翌年ことしんになる女兒を生みましたが其の後一所夫婦仲が面白くなく良人は何時も部に妾を置いて家を顧みずその上家に少しばかりの財産をもつかぢ屋をしてゐるので、段々と私を虐げるやうになつて來ました、良人は元來放埒な性質で私の外に數人の妾を持つてゐるやうです、其の妾の中には私の知つてゐる者もあります、良人は私の外に

大動力を孕む 日月潭工事

十萬キロの 本工事に入って既に半歳 各工區現場廻り…(十二)

大倉土木の

水断面積を擴大し總費に

運搬臺車線に沿うて西す

水壓鐵管の

山手に水壓鐵道へ出た川幅に五

本の

蕃園の被害

大したことは無い

—臺南州の調べ—

蓬萊米は最早

出盛りの峠を越す」

在庫米激減、現物引締る

産地買付に追はるる移出商

蓬萊米は七月の出盛り休憩期

には洪鐘へ一日四萬乃至五萬袋出

廻り一時萬袋在庫二十二、三萬袋

の多きに上つたことあるが、其

後北部米も新く出盛りを越し中部

米は農家の安値買ひと出水の爲

め著しく出廻り昨今の蓬萊米一

日二萬袋位に過ないのに對し移出

は一日三萬乃至四萬袋に上つて四

月現に六日の如き入荷約二萬に對

し出庫四萬六千袋に上り在庫は益

々減少し七萬袋足すとなり殊に

の在庫も八萬から五萬袋に激減し

月末期米安と蓬萊米在庫激增から六

四萬に前後史に稀なるものは五

米も稀く五十萬前後に過ぎどう

やら底を入れたのではないかと見

る向が多くなつてきた、所謂方面

に於ては何んだか

◇荷荒れ

現象で商内

も寥々しくないと言ひ乍ら當川と

して九州、四國、中國筋地方廻の

關安買が珍らしく旺んてゐる事が

此の堅調維持の原因で今後はすつ

と閑散であただけに地方筋の荷は

まだ〳〵續くものと觀測せられて

ゐる、何んと言つても蓬萊米は本島

の特産であらなくてはならぬもの

となつてきたのである、之が例證

として一日朝熊本から續々電報「蓬

萊米賣れ〳〵、この電報だけ

先で捌け出ある證據」等入電があ

つた、カスした上での蓬萊買でなく

單安から買注を貰つてゐるもの

とはれるがそれだけに蓬萊とし

ての天地に強く感ぜられつゝある

ものと云つてよからう（×印略）

×　×　×

所で假に百萬袋以上を越した移入

蓬萊米は如何なる姿で消化されつ

つあるのであるか、此の問題を繞

る蓬萊米關係者は熟と考慮しなければ

ならないである、小賣商人の店

頭何處に蓬萊米なる文字が發見さ

れるであらうか、一つも發見されな

いのである、皆上白米となり益

しきに至つてはすし米としてさへ

賣られて行くのである、何故そん

な結果を招來してゐるのであるか

私はそれに答へて言ふ、要する

に蓬萊米としての宣傳が少しも行

き屆いてゐないからであると、蓬萊米

生れて僅に十年實際今迄蓬萊の宣

傳費に幾何の金を投じたであらう

か、何處へ蓬萊米宣傳のポスター

を貼付けたであらうか、內地に於け

る蓬萊米に對する認識不足、之

が不仕舞な內地まかせの相場を產

（大阪支局電話生）

內地の白米屋は 蓬萊米で大儲け (上)

蓬萊米は宣傳すればまだ もつと高く賣れやう

全部でなくとも一部の者であるの

である、蓬萊米をもつと宣傳しなければと言ふのは決して米の品質が悪いと言ふのみではない、消費地商人の買口問題なる點見でもあるつまり現在一番蓬萊米の關係の深いのは內地米商人——適度に混合したり內地米に加減化したりして蓬萊米故に食つてゐる商人を除いては蓬萊米に宣傳の爲め各方面に積極せられるのである、かの肥後米の如きを始めとして有名無名の各米穀地で何れも今迄以上の努力をなしてゐる、蓬萊米も今少し商人は勿論直接消費者に迄も何かの方法を用ゐて大阪で呼びかけるに於ては今より一段非常に買はれるであらうと信ずる

曙光

(67)

生方敏郎作
中野修二畫

誤解 (四)

春山は社に入って、心ひそかに町子を待った。

(今朝早く投函した手紙だから、午前には町子の家へ配達されるだらう。町子はあれをみて、手紙をかくか、でなければ遊びに来るだらう。あの娘の性格からいへば、後者の方を選ぶかも知れない。さうしてまた例の通り、捉まへどころのない返事をすることだらう。)

夜まで待つた。併し待ちくらした町子は来ずに、待ちぼうけ男が玄関に残された。

春山は外套になつても、脱ぎもしなかつた。姉に春田に。

「困つた娘さんだれね。いくらたまの縁談物だからといつて、日が暮れても踏つて来ないんちやまいわよ。田舎から出て来た年頃の娘なんだもの、いつ何んな誘惑が待つてるやうも限らないしさ。何しろ行つた先きが上野や浅草では、暗る可き時間に踏つてくれないと、こちらは心配するのが当然なんだもの。それに夕御飯の準備だつて、あるしさ。多人数の家庭なら、一人位くらゐ食べなつて食べなくつたつて、大したひどきはないけどもさ。家みたいな少人数の家庭ちやさ。多く炊いといて翌朝まで腐すんちや困らわよ。」

などと、グチをこぼした。

それにも拘らず、春山は昨日も日が暮れたので、家々だけで夕食をすませたところへ、門の鈴がなる音がした。

(澄江かナ町子ナ)

と、思つてゐると、玄関へ訪れたのは、聞きつけぬ若い男の声だつた。

姉が取次に出ると、それは澄江の父からの使だつた。

客間へその人を通させて置いて春山は北原信一とあるその名刺を手に握つたまま、曾ひに入つた。

「手紙北原と申すものですが……澄江の父から頼まれまして参つたのですが、澄江は昨日友達の家へ行くと朝して出たきり、行方不明で困りましたところ、今朝に至つて電報に依り、はじめてお宅に御厄介になつてることを知りました。何しろ行つた先きが上野や浅草では、暗る可き時間に踏つてくれないと、こちらは心配するのが当然なんだもの。それに夕御飯の仕度の都合だつて、あるしさ。多人数の家庭なら、一人位くらゐ食べなつて食べなくつたつて、大したひどきはないけどもさ。家みたいな少人数の家庭ちやさ。多く炊いといて翌朝まで腐すんちや困らわよ。」

などと、グチをこぼした。

それにも拘らず、澄江

オリンピック豪華版
競泳の幕は開く
けふ第八日を迎へ
六度國歌を奏せしむべく

陸上競技
各國の得點
日本は廿四點で四位

「一種目も失うな」
力強いスローガン
我水上本部前に貼札

映畫で見ると
吉岡選手は一著
百米準決勝の成績

二大陸對抗の
水上競技大會
大會最終日に開催
アジアは日本一國

鷲鑾鼻沖を
和蘭汽船が漂流
臺東無電に盛にS・O・S

病氣を癒すとて
貴金屬をまきあぐ
自稱魔法使ひ捕はる

太平洋の逆横斷を
十日以內に再決行
米國飛行家ブラウン氏

職業戰線潛行記 (六) W記者
「歲を當てろ……」と
ヒヤカシ亡者出現
『馬鹿ツ』の一喝で退散

臺灣見物
朝日丸六日神戸を出港

高松商業野球團
招聘に決定
十二日著臺の豫定

梧棲のコレラ
全く終熄を告ぐ
眞性保菌者總計廿二名

ボ國に要求
十八ケ國から

和蘭汽船が漂流
臺東無電に盛にS・O・S

鷲鑾鼻沖を
和蘭汽船が漂流
臺東無電に盛にS・O・S

太平洋の逆横斷を
十日以內に再決行
米國飛行家ブラウン氏

漢文臺灣日日新報

灤河以東有力紳商等 近且決然宣言獨立

同時請願合併于滿洲國 某々軍閥亦將舉火關內

五日塞天聯合電。滿洲民間有力者紳商等。大部分爲關內。灤河流域出身。自滿洲國成立以來。欲將灤河以東之地。編入于滿洲國版圖。在滿紳商相互間。竝其他此身地有力者間。竊有協議。此次已得具體案。竝爲惡化民衆。近且決然宣言獨立。同時請願合併于滿洲國。又據可信情報。欲取學良而代之之某々軍閥。亦與此一脈相通。言于前後。舉火關內云。

關內形勢惡化

軍隊急赴秦皇島

五日天津聯合電。關急行秦皇島之日本憲兵隊軍川車組織陰謀事件。中國一派。言託左右。無視日本當局之抗議。關內形勢漸惡化告急。天津駐屯軍當局。無視和圓議定書。如出此次之行動。徒使時態之惡化。益爲國事件徹底的解決。今夜將駐屯軍○○名。急行秦皇島。

民黨幹部解決案

大神田氏已承認

六日東京電。民政黨東京支部內紛所關。民政黨幹部五日協議結果。作製。

一、市部會議長辭職。

一、大神田軍治外五名之陳謝外一項等解決案。提示三木。大神田兩氏。將解決案全部承認。三木氏必欲主張大神田氏除名之立場。不應堅留。然木部以大神田氏既承認解決案。以後更不能觸及大神田氏對三木關係。會見惡化。

齋藤首相入官邸

會見山岡長官

六日東京電。齋藤首相。因病回復。六日午前九時五十分入官邸。是朝入京。會見山岡關東長官。而就滿洲情勢。聽受報告。更就四頭政治統一。有山岡長官說解。

中外要電

美棉漲三十五錢

美棉市場。因接外電良好。棉商品續。產棉地農害等報。而促買意。其後雖復平靜。結局起邦貨三十五錢。

聯邦銀行正貨增

據聯邦準備銀行所表。由外國金復歸。著々進入。最近一週間。增加二千七百萬弗。正貨準備爲三十九億八千七百萬弗。

北海道炭坑爆發

北海道歌志內炭坑爆發。爲遭難者救助。決死隊。極力活動。至午後四時半收容坑夫七名及役員石川鐵次郎死屍。尚生死不明者。係長小西米造以下三十餘名。及爲同坑見學入坑之夕張工業學校生徒六名。已料生存絕望云。

印度棉布關增課

印度棉布關稅。增加二千七百萬弗。正貨準備爲三十九億八千七百萬弗。

北海道炭坑爆發

北海道歌志內炭坑爆發。爲遭難者救助。決死隊。極力活動。至午後四時半收容坑夫七名及役員石川鐵次郎死屍。尚生死不明者。係長小西米造以下三十餘名。及爲同坑見學入坑之夕張工業學校生徒六名。已料生存絕望云。

印度棉布關增課

印度棉布關稅增課問題。

中部地方水害續報

浸水粟一萬石

總督府米穀檢查所窗藤技手。去三日。往中部。視察水害狀況。五日早歸北。談曰。

檢查米。雖無何等被害。然土壇間貯藏之粟。則因浸水。受大損害。其數量。彰化二千五百石。鹿港九百石。花壁千三百石。計約有四千七百石。合農家之分。最少亦有一萬石。一旦浸水之粟。至第三日發芽。其悲慘可知。農家將此搬往臭棟。剛延。努力乾燥。然因天候不良。不能如意。殊見害痛。此間在來種居多。是故爲移出米。絕對不使用。故於移出米蒸償。應無失糜。他若水田流失。土砂流入。亦頗多數。水田一部。不得不換播。又此次水害。係同地方所未前見。且出水在夜間。被害程度尤大。彰化方面。鐵道線路遭沒海岸方面。水雖排去。乾燥。然因天候不良。不能如意。殊見害痛。此間在來種居多。是故爲移出米。絕對不使用。故於移出米蒸償。應無失糜。他若水田流失。土砂流入。亦頗多數。水田一部。不得不換播。又此次水害。係同地方所未前見。且出水在夜間。被害程度尤大。彰化方面。鐵道線路遭沒海岸方面。水雖排去。

東京高砂寮改善

寮生學績均向上

張福興氏之歸來談

既報問題中之東京高砂寮。得就治。目下寮生數。不過十四名。第經過規律的生活訓練。寮內。得保靜謐。自習及睡眠時間。皆禁止談話。寮生亦復自覺勉學。故其學力。寮內向上。做子各通信帳成績。與前治劃。若兩人。電燈同一。然若生徒勉強。絕對的不加以時間之制限。食費每生。月雖徵收十八圓。大抵十二三圓便足。且殺餐豐富。無有喘不平者。除金積立。以歸退還應急之需。此後當貢獻身爲造假橋。便之徒步通路。爲本島留學生。聊盡一臂微勞犧牲之處。在所不計。若寮內得依理想改善。及島內父兄各位了解。收容數按擴充至百四十名。張氏按自本七日。首途赴中南部。歷訪各父兄家庭。旅費無論出於自辦云。

總督視察龍井

乘肩輿受罹災民迎接

中川總督一行。去六日午前八時半。發臺中。視察日。五分車輕鐵自動車。郵便新聞。均停止不到。交通杜絕。同日夜間。風雨交加。電閃雷鳴。大雨滂沱。螺溪一望無際。水田被害。即勢家屋倒壞二十戶。魚寮二十餘戶。人數五百名。各避難于公校分教場及派出所。又溝墘方面。去一月午後十時。因堆水決壞。至翌朝四時。當個伏百餘甲。及浸水一萬一千餘甲。同五十萬圓總被害額百七十餘萬圓。

溝墘避難二百

絕食卅時間

水退無家可歸

鹿港街浸水。現僅附近山崗未退。一市部會議員職。去四日。急誠方。街出與員及役員。均忙于罹災民救助。無暇作詳細報告。皆欲延于後日。然現雖有報告。亦皆簡單。至五日報告。住家全壞五百五十戶。流失二十一戶。埋沒二百五十戶。半壞三百七十二戶。外非住家流失壞五百餘棟。又死者計三十六名。內彰化郡二十一名。蹤跡不明五名。員林郡四名。能高郡三名。東勢郡二名。新高郡一名。

烏溪水流變更

二條新溪流

大屯郡。烏日庄同安厝地方內務局土木課之烏溪堤防工事。今回受大洪水。水流變更。現已成二條新溪流。將溪長約三十町。濁水滔滔。該處流失住家一戶倒壞二戶。水田流失三百餘甲。同浸水二百餘甲。據有湯溫面外。年中四分之三。不爲寮生開湯溫之設備。今回不然。寮生日

三木問題待時期

得以圓滿解決

六日東京電。民政黨町田。櫻內。賴母木。小山。川崎五幹部。六日午前八時。會于町田邸。就三木問題協議結果。極力慰留三木一派。而盡力于內部感情融和後。待期以圓圓滿解決。衆議一致。小山幹事長。午前十時。訪問三木氏慰留。町田氏亦于十一時訪問同樣極力慰留。而三木氏回答。

只自分之脫黨爲不得已。其他同志。此際務爲極力慰撫留黨。

因是三木氏。今後不出積極的。暫時靜觀。于是幹部亦只木問題。當不予更擴大。期于其無得以圓滿解決也。

基隆倉庫使用問題

八日正式發表解決案

基隆岸壁倉庫使用問題。限。拓務省。竝無發言之必要。自解決案內容。亦已了解。該問題遂決定照最初案。來八日。月曜日由安通總長。正式發表。至見。又。整案之容庫使用問題。當見後決定解。

員林自動車強盜犯人

押往現場取調

氫報七月二十一日後午。在員林八番圳水利組合北側。被強盜多人。持刀槍。威嚇。搶去現金二千餘圓。及衣類等。逃走中。被雨刑事捜。但因收入不敷所出。棄被莫不一齊興奮。雖消息通探間。然有依務所關。同主不背。設若留于同地。又無從獲利。因之全班人員。四五十。皆嗷々待哺。已是憔悴。聞者悔之。或有當附食糧。或代其局旋等。成行如何。頗堪注目也。

密造酒行商

月四日午前十一時頃。斗六街竹圍子十三分。有一年近四十六行商人。攜有籠販賣雜品。時過竹圍子。派出所巡查。廖順氏察遞見其行動可疑。即查其瓶內。乃係滅米酒。即拘之入派出所。其人爲員林郡二水庄二水人陳幸。年四十。在其本居地。密造米酒一斗。向各處密賣。即問後移送郡警察當局。即時通報於專賣局云。

貨物自動車與人力車衝突

車夫受傷

月四日午前十一時。在員林街員林郡役所前十字路轉。即派江藤社會課長。赴水害地方。調查被害情況。

江藤社會課長調查水害地

講第二回救助

俾府鑑及今回暴風雨害。各州當局。會支出罹災救助金。應急救護。去五日特派江藤社會課長。赴水害地方。調查被害情況。

臺南地方

施復舊工作

臺南地方。去五日朝。天氣放霽。州下各水害地。已著手復舊工作。至六日朝。交通已恢復七處云。

水裡魚池復舊

水裡坑。魚池間自動車道路。土砂崩落十六處。州土木課派技手二名。與自動車會社協力。徹夜工作。至五日朝復舊。下午零時十九分。連絡臺中驛急行車。開始自動車運轉。

取調不正事件

既報三個月前養生之斗六街役場土木技手某之不正事件。至今尚未結局。嘉義地方法院支部判官上野氏。將書記通譯。因取調事實。及集證據材料。五日出張。來斗。在福後所樓會議室。爲臨時事務所。召喚關係者訊問。其關係者頗多。故事件復雜。故需在數日間云。

基隆模型飛機競技會

在海水浴場

基隆市役所主開之模型飛行機競技會。訂本七日。曉口午前九時。開於孤拔海水浴場。參加機達三百臺云。

青年竊取現款

去二日午前十時頃。雄警察署中津黃雨刑事。帶一年可十七、八歲一青年。數回。

基隆六大海產商

組織基隆臨魚組

欲抵抗水產販賣新會社

派代表往內地契約臨連

基隆市。六大海產商。近其數。當局及六腳庄役場。警戒。日夜炊飯救護。警戒不休。然双溪口及下双溪。浸害住家。二庄之水災。

中南部水害彙報

臺中州下農作物損失

總計百七十萬圓

土角建家倒壞。六十四戶。半壞十餘戶。住家殆告全滅。罹災民三百餘名。各携老幼。避難于高地及樹上。竝改良豚舍上。受風雨飄寒所苦。以絕食三十餘時間。至三日午前零時。然已無家可歸。極慘澹狀態。當局現急計畫避難屋云。

住家全壞

計九百五十戶

臺中州下水害調查。山警務部及內務部。援各郡報告統計中。然被害最巨地方。街出與員及役員。均忙于罹災民救助。無暇作詳細報告。皆欲延于後日。然現雖有報告。亦皆簡單。至五日報告。住家全壞九百五十戶。流失二十一戶。埋沒二百五十戶。半壞三百七十二戶。外非住家流失壞五百餘棟。又死者計三十六名。內彰化郡二十一名。蹤跡不明五名。員林郡四名。能高郡三名。東勢郡二名。新高郡一名。

鳥溪水流變更

二條新溪流

大屯郡。烏日庄同安厝地方內務局土木課之烏溪堤防工事。今回受大洪水。水流變更。現已成二條新溪流。將溪長約三十町。濁水滔滔。該處流失住家一戶倒壞二戶。水田流失三百餘甲。同浸水二百餘甲。據有湯溫面外。年中四分之三。不爲寮生開湯溫之設備。今回不然。寮生日

中南部水害彙報

臺中州下農作物損失

總計百七十萬圓

土角建家倒壞。六十四戶。半壞十餘戶。住家殆告全滅。罹災民三百餘名。各携老幼。避難于高地及樹上。竝改良豚舍上。受風雨飄寒所苦。以絕食三十餘時間。至三日午前零時。然已無家可歸。極慘澹狀態。當局現急計畫避難屋云。

住家全壞

計九百五十戶

臺中州下水害調查。山警務部及內務部。援各郡報告統計中。然被害最巨地方。街出與員及役員。均忙于罹災民救助。無暇作詳細報告。皆欲延于後日。然現雖有報告。亦皆簡單。至五日報告。住家全壞九百五十戶。流失二十一戶。埋沒二百五十戶。半壞三百七十二戶。外非住家流失壞五百餘棟。又死者計三十六名。內彰化郡二十一名。蹤跡不明五名。員林郡四名。能高郡三名。東勢郡二名。新高郡一名。

民黨幹部解決案

大神田氏已承認

六日東京電。民政黨東京支部內紛所關。民政黨幹部五日協議結果。作製。

一、市部會議長辭職。

一、大神田軍治外五名之陳謝外一項等解決案。提示三木。大神田兩氏。將解決案全部承認。三木氏必欲主張大神田氏除名之立場。不應堅留。然木部以大神田氏既承認解決案。以後更不能觸及大神田氏對三木關係。會見惡化。

齋藤首相入官邸

會見山岡長官

六日東京電。齋藤首相。因病回復。六日午前九時五十分入官邸。是朝入京。會見山岡關東長官。而就滿洲情勢。聽受報告。更就四頭政治統一。有山岡長官說解。

中外要電

美棉漲三十五錢

美棉市場。因接外電良好。棉商品續。產棉地農害等報。而促買意。其後雖復平靜。結局起邦貨三十五錢。

聯邦銀行正貨增

據聯邦準備銀行所表。由外國金復歸。著々進入。最近一週間。增加二千七百萬弗。正貨準備爲三十九億八千七百萬弗。

北海道炭坑爆發

北海道歌志內炭坑爆發。爲遭難者救助。決死隊。極力活動。至午後四時半收容坑夫七名及役員石川鐵次郎死屍。尚生死不明者。係長小西米造以下三十餘名。及爲同坑見學入坑之夕張工業學校生徒六名。已料生存絕望云。

印度棉布關增課

印度棉布關稅增課問題。

時評

○

政府決定發一億五千萬圓證券於中央金庫。使之承受産業組合因定貸付。其款可謂雄厚。然得以臺灣耶。

○

計畫內地屬地米管理統制案。所繫極大。而逸港問題。從來主張爲茲港也。余于公司察亦感必要。故主張與茲港並設。

○

臺中州下。今回暴雨。農作物及田園被害最巨。田園流失五百。九十三甲。損害額百七十萬九千圓。土土並改良豚舍上。受風雨飄寒所苦。以絕食三十餘時間。至三日午前零時。然已無家可歸。極慘澹狀態。當局現急計畫避難屋云。

平溪火災

基隆郡平溪庄十分寮字新

臺南地方

施復舊工作

臺南地方。去五日朝。天氣放霽。州下各水害地。已著手復舊工作。至六日朝。交通已恢復七處云。

水裡魚池復舊

水裡坑。魚池間自動車道路。土砂崩落十六處。州土木課派技手二名。與自動車會社協力。徹夜工作。至五日朝復舊。下午零時十九分。連絡臺中驛急行車。開始自動車運轉。

取調不正事件

既報三個月前養生之斗六街役場土木技手某之不正事件。至今尚未結局。嘉義地方法院支部判官上野氏。將書記通譯。因取調事實。及集證據材料。五日出張。來斗。在福後所樓會議室。爲臨時事務所。召喚關係者訊問。其關係者頗多。故事件復雜。故需在數日間云。

基隆模型飛機競技會

在海水浴場

基隆市役所主開之模型飛行機競技會。訂本七日。曉口午前九時。開於孤拔海水浴場。參加機達三百臺云。

青年竊取現款

去二日午前十時頃。雄警察署中津黃雨刑事。帶一年可十七、八歲一青年。數回。

基隆六大海產商

組織基隆臨魚組

欲抵抗水產販賣新會社

派代表往內地契約臨連

基隆市。六大海產商。近其數。當局及六腳庄役場。警戒。日夜炊飯救護。警戒不休。然双溪口及下双溪。浸害住家。二庄之水災。

檢舉賭廠雀

北署員。去六日午前一時。在市內下奎府町二丁目八番地楊氏時宅中。檢舉賭博犯四名。即市內下奎府町一丁目六十二番地謝石頭。年三十七。同百四十五。同三丁目十六番地蔡氏冬年二十五。同二丁目八番地陳楊氏時。年三十一。竝押收現金十數圓云。

臺南

教員講習

臺南市教育會。今回。舉辦教員假之機。特自六日起七日間。每朝八時至正午。於市內各小學校教室內。開講習會。其講科目。法制與無電播音講話。無電播音講師。係依逸勢師。內公也氏。定十三日。舉終業式。

停止營業

臺南市大正町二丁目。近江屋旅館。去五日。突由當局命令其停止營業。期未詳。

基隆倉庫使用問題

八日正式發表解決案

基隆岸壁倉庫使用問題。限。拓務省。竝無發言之必要。自解決案內容。亦已了解。該問題遂決定照最初案。來八日。月曜日由安通總長。正式發表。至見。又。整案之容庫使用問題。當見後決定解。

員林自動車強盜犯人

押往現場取調

氫報七月二十一日後午。在員林八番圳水利組合北側。被強盜多人。持刀槍。威嚇。搶去現金二千餘圓。及衣類等。逃走中。被雨刑事捜。但因收入不敷所出。棄被莫不一齊興奮。雖消息通探間。然有依務所關。同主不背。設若留于同地。又無從獲利。因之全班人員。四五十。皆嗷々待哺。已是憔悴。聞者悔之。或有當附食糧。或代其局旋等。成行如何。頗堪注目也。

密造酒行商

月四日午前十一時頃。斗六街竹圍子十三分。有一年近四十六行商人。攜有籠販賣雜品。時過竹圍子。派出所巡查。廖順氏察遞見其行動可疑。即查其瓶內。乃係滅米酒。即拘之入派出所。其人爲員林郡二水庄二水人陳幸。年四十。在其本居地。密造米酒一斗。向各處密賣。即問後移送郡警察當局。即時通報於專賣局云。

貨物自動車與人力車衝突

車夫受傷

月四日午前十一時。在員林街員林郡役所前十字路轉。即派江藤社會課長。赴水害地方。調查被害情況。

江藤社會課長調查水害地

講第二回救助

俾府鑑及今回暴風雨害。各州當局。會支出罹災救助金。應急救護。去五日特派江藤社會課長。赴水害地方。調查被害情況。

東京高砂寮改善

寮生學績均向上

張福興氏之歸來談

既報問題中之東京高砂寮。得就治。目下寮生數。不過十四名。第經過規律的生活訓練。寮內。得保靜謐。自習及睡眠時間。皆禁止談話。寮生亦復自覺勉學。故其學力。寮內向上。做子各通信帳成績。與前治劃。若兩人。電燈同一。然若生徒勉強。絕對的不加以時間之制限。食費每生。月雖徵收十八。大抵十二三圓便足。且殺餐豐富。無有喘不平者。除金積立。以歸退還應急之需。此後當貢獻身爲造假橋。便之徒步通路。爲本島留學生。聊盡一臂微勞犧牲之處。在所不計。若寮內得依理想改善。及島內父兄各位了解。收容數按擴充至百四十名。張氏按自本七日。首途赴中南部。歷訪各父兄家庭。旅費無論出於自辦云。

斗六

徒步連絡

既報斗六雲林綫橋。被洪水破潰。若欲連絡斗六。雲林。須乘汽車。迂回二圓餘月間。是故綫道部當局。爲造假橋。便之徒步通路。爲本島留學生。聊盡一臂微勞犧牲之處。在所不計。若寮內得依理想改善。及島內父兄各位了解。收容數按擴充至百四十名。張氏按自本七日。首途赴中南部。歷訪各父兄家庭。旅費無論出於自辦云。

斗六

徒步連絡

既報斗六雲林綫橋。被洪水破潰。若欲連絡斗六。雲林。須乘汽車。迂回二圓餘月間。是故綫道部當局。爲造假橋。便之徒步通路。爲本島留學生。聊盡一臂微勞犧牲之處。在所不計。若寮內得依理想改善。及島內父兄各位了解。收容數按擴充至百四十名。張氏按自本七日。首途赴中南部。歷訪各父兄家庭。旅費無論出於自辦云。

出場預選

斗六

斗六郡下學校職員陸上競技選手。

▲學校職員陸上競技選手。

一、百米走見習中。李校。河村。

二、四百米走村上。時津。何西旺。

三、千五百米走黃朝文。

四、三千米走劉回。

五、八百米走。

時津。河村。福地。何西旺。李校。

六、四百米走。

山部。上田。長友。春山。

日比野。

七、走幅跳高部中。

一、山行朗事。

二、李春乘興清遊欲忘回。綠陰深處坐春宮。風雪遮住登山路。

一陣風來醉引開。

竹林隨身挂酒瓢。樹枝磨路杖頭挑。逢人不問姓名氏。吹起南香四面飄。

山中終立水窮低。野樹無風自動吹。我出夕陽詩興好。

一竿人影小橋西。

古道歸樵帶雨蹊。隔林隱約聞雞犬。

倚風山上蓋所在。

笑指柔溪浴鷗群。

紅霞綠樹亂飛飛。淡月疎煙映翠微。爲愛禪房留一宿。

過江來叩老僧扉。

一竿人影句。絕好詩境。

泗老漫詩

瀛社擊鉢錄

金賞分配格

詩鐘

右八題 選

社會結交須慕汝。輸車運轉必留君。

左九少 港

笑聲赤。氣交深淺。妾慕烏銀得暖溫。

右十敦 輝

一燈從。有同春月。百錢等黑鄉地窮。

歌仔戲被禁

班員飢餓

竹山郡竹山。新舞臺劇場自前有舊。非如意社。歌仔戲到場演數十天。副後一班自。思稱嘉義。繼而佳投。通稱嘉生者。通於人水稱甚多。通四日下午。日晴五分車虎尾西螺間。始見開通。日行二四。虎尾至西螺。須徒步而行。

西螺災害

西螺街。去六月二十一日。後。據第二次報。風雨非止之。何日。

雙溪口雙溪災害詳報

東石郡朴子街。雙溪口。自去一日發雨。浸水家屋三十餘戶。倒壞三戶。破壞二十餘戶。由朴子街役場飲食。據第二次報。風雨非止之。何日。